

インフルエンザ患者の増加に注意が必要です

インフルエンザは、流行時期に合わせ、毎年、第36週から翌年の第35週までの1年間をインフルエンザシーズンとして発生動向を調査しており、2024-2025年シーズンは、2024年9月2日が起点となります。

第45週（11月4日から11月10日まで）の都内定点医療機関からの患者報告数は1.12と、流行開始の目安となる定点当たり1.0人を超え、都においてもインフルエンザが流行シーズンに入りました。

インフルエンザは例年12月から3月にかけて流行しています。

今後、本格的な流行が予想されるため、インフルエンザにかからない、感染を広げないために、こまめな手洗い、消毒、咳エチケット等の基本的な感染防止対策を一人ひとりが心がけてください。

インフルエンザ対策のポイント

- こまめな手洗い、消毒
- 着用が効果的な場面でのマスク着用
- 休養、栄養・水分補給
- 咳エチケット
- 適度な室内加湿・換気
- ワクチン接種（かかりつけ医と相談）

【参考】

〈インフルエンザ注意報・警報レベルについて〉

インフルエンザの注意報レベル開始基準値は、10人／定点（週）、警報レベル開始基準値は、30人／定点（週）となっています。なお、いずれの場合も、開始基準値を超えた保健所の管内人口の合計が、東京都の人口全体の30%を超えた場合には、広域的に流行が発生・継続しているとして注意報・警報を発します。

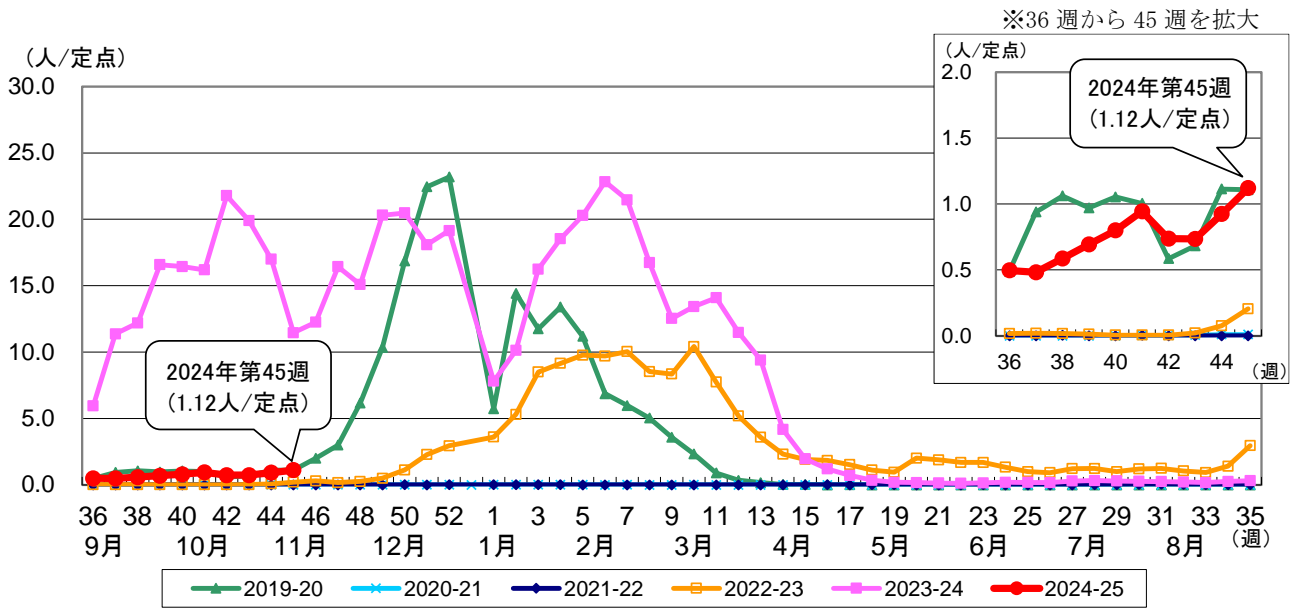
〈都内におけるインフルエンザ様疾患の集団感染事例の発生状況〉

今シーズン（2024年9月2日以降）において、都内の学校や社会福祉施設等で発生したインフルエンザ様疾患の集団感染事例は、11月10日までに124件報告されています。

【問合せ先】

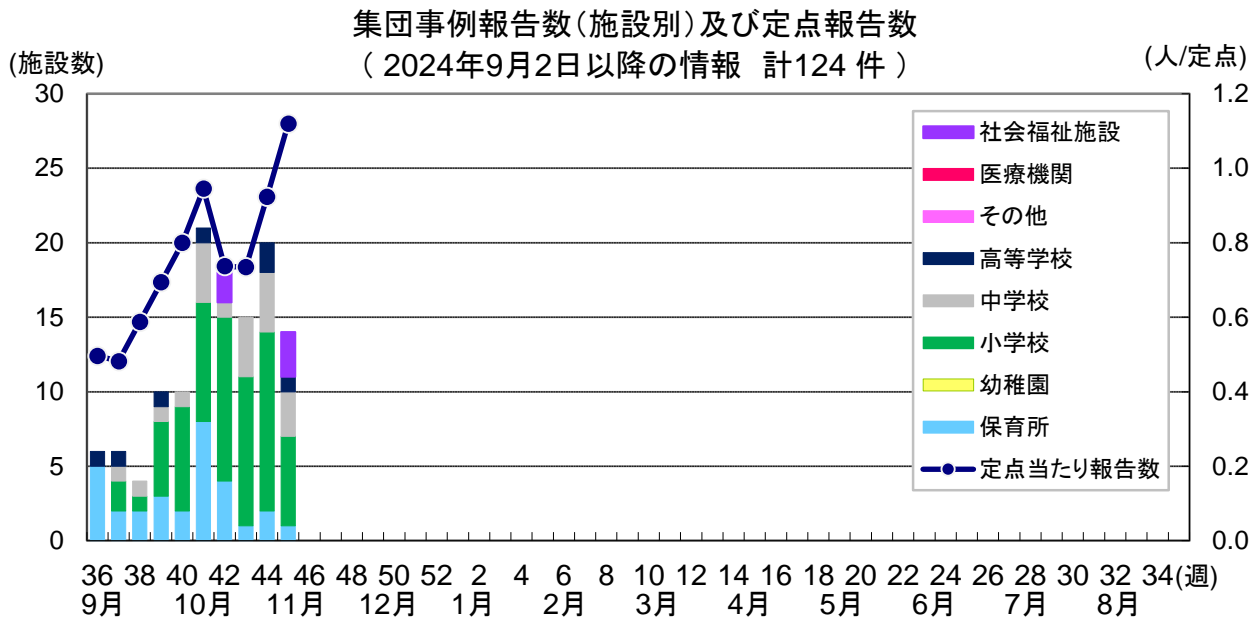
- 感染症に関する東京都の対応等、全般に関すること
東京都保健医療局感染症対策部防疫課 03-5320-4088
- 感染症患者の報告数（感染症発生動向に関すること）
東京都健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課 03-3363-3213

都内におけるインフルエンザ患者報告数（インフルエンザ定点報告）過去6シーズン



上記データは、都内のインフルエンザ定点医療機関から報告された患者数を報告機関数で割ったものです。

1 インフルエンザ様疾患の集団感染事例の報告数



都内学校等におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業(学級閉鎖等)報告状況

| | 保育所 | 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | その他 | 計 |
|--|-----|-----|-------|-----|------|-----|-------|
| 2024-2025年シーズン累計 2024年9月2日～2024年11月10日 | 0 | 0 | 62 | 20 | 7 | 0 | 89 |
| 2023-2024年シーズン累計 (同時期) 2023年9月4日～2023年11月12日 | 1 | 75 | 2,050 | 730 | 174 | 1 | 3,031 |

2 インフルエンザウイルス検出状況（感染症発生動向調査事業）

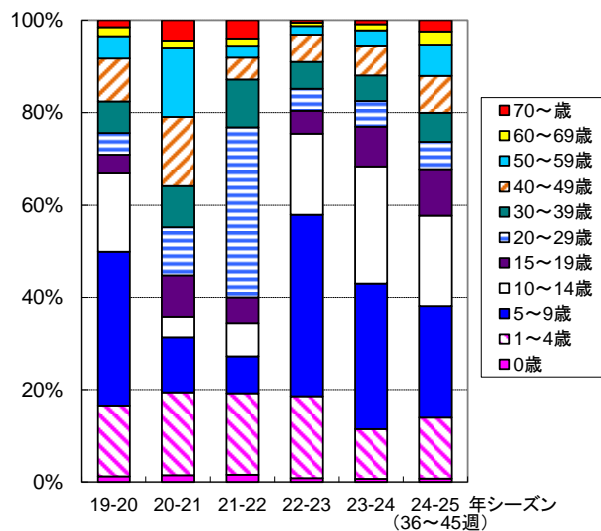
（単位：件）

| | A型 | | | B型 | |
|--------------------------------|------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| | AH1pdm09* | AH1 (Aソ連型) | AH3 (A香港型) | Victoria 系統 | Yamagata 系統 |
| 2024-2025年シーズン累計 2024年45週まで | 18(85.7%) | 0(0.0%) | 1(4.8%) | 2(9.5%) | 0(0.0%) |
| 2023-2024年シーズン累計 | 132(28.7%) | 0(0.0%) | 189(41.1%) | 139(30.2%) | 0(0.0%) |

* AH1pdm09：2009年に新型インフルエンザと呼ばれて流行したウイルス。
2011年4月1日から季節性インフルエンザとして位置づけられている。

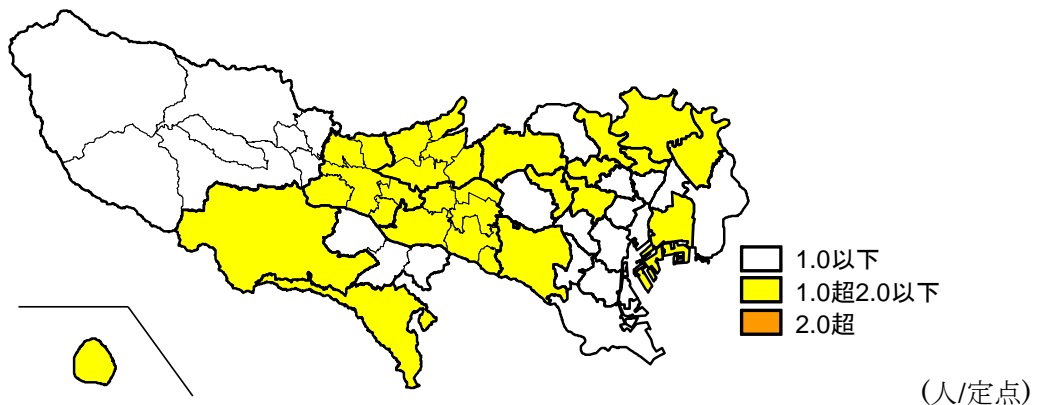
3 インフルエンザ患者の年齢層別内訳

定点患者報告 年齢階層別内訳（直近6シーズン）



インフルエンザ定点医療機関から報告された患者の
年齢階層別内訳（2024-2025 シーズンは第 45 週分まで）

4 インフルエンザ流行分布マップ



定点当たり患者報告数が 1.0 人/週を超えた保健所は、都内 31 か所中 16 か所で、報告数が高い順に、池袋 (2.00 人)、荒川区 (1.71 人)、中野区 (1.70 人)、多摩立川 (1.62 人)、北区 (1.55 人)、江東区 (1.50 人)、島しょ (1.50 人)、多摩小平 (1.43 人)、練馬区 (1.35 人)、八王子市 (1.33 人)、新宿区 (1.25 人)、世田谷 (1.24 人)、多摩府中 (1.18 人)、葛飾区 (1.15 人)、町田市 (1.08 人)、足立 (1.05 人) となっています。

<インフルエンザに関する東京都の主な対策・情報提供>

○ 東京都健康安全研究センターによるインフルエンザに関する情報発信

「東京都感染症情報センター」のホームページにおいて、インフルエンザの発生状況や発生時の対策についての情報提供を行っています。

- ◆ 「Web版感染症発生動向調査」(毎週更新)

<https://survey.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/epidinfo/epimenu.do>

- ◆ 疾患別情報メニュー「インフルエンザ」

<https://idsc.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/diseases/flu/>

○ 注意報・警報基準到達時における都民への注意喚起

都内における流行状況が注意報・警報基準に達した場合には報道発表を行っています。

注意報基準：定点医療機関からの報告において、定点当たり患者報告数が10人/週を超えた場合

警報基準：定点医療機関からの報告において、定点当たり患者報告数が30人/週を超えた場合

いずれの場合も、開始基準値を超えた保健所の管内人口の合計が、東京都の人口全体の30%を超えた場合には、広域的に流行が発生・継続しているとして注意報・警報を発します。

○ 東京都のホームページにおける情報提供

インフルエンザの予防や啓発ツールに関する情報提供を行っています。

- ◆ 「インフルエンザについて」

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/influ.html>

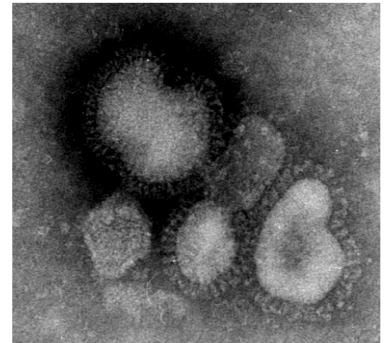
○ 保健所における地域住民・施設等への助言・指導等の実施

地域において施設等の実態を踏まえた助言や指導等を行っています。

インフルエンザについて

1 インフルエンザとは

インフルエンザとは、インフルエンザウイルスを原因とする呼吸器感染症です。概ね1～3日の潜伏期間の後に、発熱、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛、咳（せき）、鼻水などを呈します。一般的な風邪に比べ、全身症状が強いことを特徴とします。多くの人は1週間程度で回復しますが、高齢者や心疾患など基礎疾患のある方は、肺炎を伴うなど、重症化することがあります。



インフルエンザウイルス
(電子顕微鏡写真)

2 主な感染経路

患者の咳（せき）やくしゃみに含まれるウイルスを吸い込むことによる「飛まつ感染」と、ウイルスが付着した手で口や鼻に触れることによる「接触感染」により感染します。

3 予防対策のポイント

- ① こまめに手を洗いましょう。
- ② 規則正しい生活を送って十分な休養をとり、バランスのとれた食事と適切な水分の補給に努めましょう。
- ③ 普段から一人ひとりが咳エチケットを心がけましょう。
- ④ 室内の換気を行いましょう。また、十分な湿度（概ね50%～60%）を保ちましょう。
- ⑤ インフルエンザワクチンの接種について、かかりつけ医等と相談しましょう。

《咳エチケット》～感染拡大を防ぐために～

- せき・くしゃみの症状がある時は、マスクをしましょう。
- せき・くしゃみをする時は、口と鼻をティッシュでおおきましょう。
- せき・くしゃみをする時は、周りの人から顔をそらしましょう。

4 社会福祉施設等の集団生活の場における予防対策

- ◆ インフルエンザの患者が発生した場合に備えて、施設内の連絡体制・医療機関等の連絡先、対応についてまとめ、文書や掲示物にしておきましょう。
- ◆ インフルエンザワクチンの接種について、嘱託医等と相談しましょう。なお、65歳以上の高齢者の方などは、予防接種法に基づく接種を受けることが可能です。（多くの自治体では、10月から接種開始となります。開始時期等の詳細については、居住地の区市町村の予防接種担当窓口にお問合せください。）
- ◆ 利用者の健康状態をきめ細かく把握しましょう。体調不良時に自分で訴えることが困難な方については、毎日の検温等により健康状態をよく把握しましょう。
- ◆ 温度・湿度の管理、定期的な清掃等の衛生管理に留意しましょう。
- ◆ 利用者・職員・面会者等が手洗いを十分に行えるよう、石鹸や手指消毒剤を準備し、こまめな手洗いの励行を呼びかけましょう。
- ◆ 患者発生時には、感染拡大防止のための対応（リハビリなど集団活動の変更や延期、症状のある人とない人の居室の分離、マスクの着用等）を、必要に応じて行いましょう。